

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年) 8 月 7 日 号 外 (1) 金曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告......1

次

告 監 査 委 員 公

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成26年度を対象年度とする定 期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年8月7日

滋賀県監査委員 奥 村 芳 正 平 居 新 司 郎 IJ 山 田 実 IJ 北 川 正 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成27年6月5日・7月7日
南部県税事務所	平成27年5月26日・7月7日
中部県税事務所	平成27年6月9日・7月7日
東北部県税事務所	平成27年6月2日・7月7日
自動車税事務所	平成27年6月5日・7月7日
南部環境事務所	平成27年 5 月26日
甲賀環境事務所	平成27年6月4日
東近江環境事務所	平成27年6月9日
湖東環境事務所	平成27年 5 月22日
湖北環境事務所	平成27年6月2日
高島環境事務所	平成27年 5 月21日
西部・南部森林整備事務所	平成27年6月17日
甲賀森林整備事務所	平成27年6月12日
中部森林整備事務所	平成27年6月15日
湖北森林整備事務所	平成27年6月23日
南部健康福祉事務所	平成27年5月26日・7月7日
甲賀健康福祉事務所	平成27年6月4日・7月7日
東近江健康福祉事務所	平成27年6月9日・7月7日
湖東健康福祉事務所	平成27年5月22日・7月7日
湖北健康福祉事務所	平成27年6月2日・7月7日
高島健康福祉事務所	平成27年5月21日・7月7日
大津・南部農業農村振興事務所	平成27年6月18日
甲賀農業農村振興事務所	平成27年6月12日

東近江農業農村振興事務所	平成27年6月15日
湖東農業農村振興事務所	平成27年6月22日
湖北農業農村振興事務所	平成27年6月23日
高島農業農村振興事務所	平成27年6月19日
大津土木事務所	平成27年6月17日
南部土木事務所	平成27年6月18日
甲賀土木事務所	平成27年6月12日
東近江土木事務所	平成27年6月15日
湖東土木事務所	平成27年6月22日
長浜土木事務所	平成27年6月23日
高島土木事務所	平成27年6月19日
東京事務所	平成27年5月28日

(注) 平成27年7月7日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

甲賀環境事務所

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、598,471円が支払われている。今後は事故 防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

湖東健康福祉事務所

生活保護費返還金について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ538,000円増加し、2,090,115円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

東近江土木事務所

河湖占用料等について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,684,712円増加し、1,726,364円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

高島土木事務所

河湖占用料について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,268,235円増加し、6,853,235円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係(10件)

- ・調定誤りがあるもの(自動車税事務所)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの(東近江土木事務所、長浜土木事務所)
- ・生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの (西部・南部森林整備事務所、東近江健康福祉事務所、南部土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所)
- ・不納欠損処理が適正でないもの(長浜土木事務所)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの(東近江健康福祉事務所)
- (4) 支出関係(2件)
 - ・執行伺が適正でないもの(甲賀土木事務所)
 - ・交付決定等の手続きが適正でないもの (甲賀森林整備事務所)
- (ウ) 契約関係 (6件)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの

(南部土木事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所)

- ・入札に係る事務処理が適正でないもの (東近江土木事務所、長浜土木事務所)
- (工) 工事関係(3件)
 - ・設計変更の手続が適切でないもの(大津土木事務所、湖東土木事務所、高島土木事務所)
- (オ) 財産関係 (20件)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの

(中部県税事務所、東北部県税事務所、南部健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、東京事務所)

・不用決定、処分の手続が適正でないもの

(西部県税事務所、湖東健康福祉事務所、東近江農業農村振興事務所、大津土木事務所、甲賀土木事務所、 東近江土木事務所)

・公用車の事故の防止を求めたもの

(中部県税事務所、東北部県税事務所、南部環境事務所、西部・南部森林整備事務所、東近江健康福祉事務 所、湖東健康福祉事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所)

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

- (7) 収入関係(11件)
 - ・調定誤りがあるもの(甲賀土木事務所)
 - ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの (西部県税事務所、南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、南部健康福祉 事務所、甲賀健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、南部土木事務所)
- (4) 支出関係(4件)
 - ・諸手当等の支給を誤っているもの(西部・南部森林整備事務所、湖東健康福祉事務所)
 - ・旅費の支給を誤っているもの(大津土木事務所)
 - ・補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの(湖北農業農村振興事務所)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成27年5月21日から平成27年6月23日までおよび7月7日に実施した35機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 河湖占用料等の収入事務の改善について(東近江土木事務所、長浜土木事務所)

収入未済の縮減に向け、各関係機関で取り組んでいる中で、河湖占用料等について、収入事務の前提となる調 定時期が著しく遅延している事例が見受けられ、別途、指導事項としたところである。

河湖占用料等については、複数年にわたる占用許可を行っている案件がたいへん多く、こうした事務を迅速、 的確に行っていく必要がある。このため今回の指導事項に対する措置の検討に際して、例えば、河湖占用料の収 入事務に使用する台帳に、毎年度の調定、納入通知書の発行、収納済の確認などの事務の進行状況をチェックす る欄を設けるとともに、複数の職員で共有し確認するなど、事務の改善を行うことについて、十分検討されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年8月7日

 滋賀県監査委員
 奥
 村
 芳
 正

 "
 平
 居
 新
 司
 郎

 "
 山
 田
 実

 "
 北
 川
 正
 雄

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日 | 平成27年3月13日

監査の意見

(1) 専門性の高い人材等の確保・養成について(公益財団法人淡海文化振興財団、公益財団法人滋賀県産業支 援プラザ、公益財団法人滋賀県文化財保護協会)

公益財団法人淡海文化振興財団はNPOや市民活動に対する支援、公益財団法人滋賀県産業支援プラザは 中小企業事業者への各種支援、また公益財団法人滋賀県文化財保護協会は埋蔵文化財の調査、研究などを行 う公共的な団体である。

これらの団体の業務遂行にあたっては、高度な専門性をもって取り組むことが重要であり、それぞれの団 体がその使命を果たし、安定的に事業を推進していくためには、専門性の高い人材の確保・養成を行い、組 織運営の核となる職員を育てていくことが重要である。

また、県民ニーズや社会経済状況の変化に対応した多様な雇用形態を検討することも必要であり、将来に 向けた専門性の高い人材の確保・養成を検討されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人淡海文化振興財団、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ、公益財団法 人滋賀県文化財保護協会」が講じた措置の内容

1 公益財団法人淡海文化振興財団

当財団の事業を円滑に遂行していくうえで、専門性の高い人材を確保し、組織運営の核となる職員を養成 していくことは重要であると認識している。

このことは、平成27年3月に策定した中期計画(2015年度~2019年度)にも財団の重点的な取り組みとし ており、今後とも各種研修会等に積極的に参加させるなど職員のスキル向上を図るとともに、財団で培った ノウハウの形式知化・共有化に努め、市民活動団体等への支援につなげていく。

また、外部の専門的な知識を有する人材やおうみ未来塾の卒塾生を活用するとともに、多様な雇用形態の 導入を含めた専門性の高い人材の確保・養成について検討を行う。

2 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

当プラザでも、中小企業者等からの専門的な相談や多様な相談に迅速に対応するため、専門的な知識を有 する職員を配置することが必要と考えており、相談体制の充実は、第三期中期経営計画(平成27年度~平成 31年度)にも明記したところである。

今後は、職員の資質向上および自己啓発の促進を図るため、各種研修などに積極的に参加して人材の育 成・活用に努めていくとともに、専門的知識を有した職員の登用にも努め、組織運営全体の充実を図ってい く。

3 公益財団法人滋賀県文化財保護協会

当協会の主な事業である埋蔵文化財発掘調査においては、高度な調査精度を保つため、国の奈良文化財研 究所や全国埋蔵文化財連絡協議会が主催する技術研修に参加させるなど調査技術や専門知識の習得に努め ており、今後も職員のスキルアップに取り組み組織運営の核となる人材の育成を図る。

また、新たな職員の採用にあたっては、専門性の高い人材の確保に努めるとともに、再雇用職員の経験が 活用できる人員配置で技術の継承が行いやすい組織体制にしていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容│(総合政策部県民活動生活課、商工観光労働部商工政策 課、教育委員会事務局文化財保護課)

1 総合政策部県民活動生活課

監査委員からの御意見のとおり、今日的な課題に対応した市民活動の相談指導や市民ファンドの運営には 専門性が求められていると認識している。新中期計画の策定にあたっては、専門性の高い人材の確保・養成 について、財団の基盤強化を重点取組と位置づけ、財団の役割や目標を明確にした計画となるよう助言を行 った。

また、中期計画の推進にあたり、財団に対し、計画の目標達成のため実効ある取組がされるよう適宜必要 な情報の提供と助言などの支援をしていく。

2 商工観光労働部商工政策課

業務遂行にあたっては、専門性の高い人材の確保・養成とともに、組織運営の核となる職員の育成が重要

である。中小企業等からの専門的な相談などに迅速かつ的確に対応するため、専門的知識を有する職員を配 置するとともに、研修等を通じてこれらの職員のスキルアップに努めることについては、第三期中期計画に 明記されているところであり、この計画を着実に推進するよう、指導を行うこととした。

3 教育委員会事務局文化財保護課

公益財団法人滋賀県文化財保護協会は県内で唯一、埋蔵文化財の発掘調査のできる公共的団体であり、協 会設立以来、蓄積してきたノウハウを生かし埋蔵文化財の発掘調査を実施している。

発掘調査には高度な技術と経験が必要であることから、当協会には23名の埋蔵文化財専門職員がいる。県 教委としては、当協会が今後とも安定的に運営できるように、引き続き様々な面からの助言に努めることと している。

監査結果報告年月日 平成27年3月13日

監査の意見

(2) 希望が丘文化公園の老朽化対策と将来像について(公益財団法人滋賀県文化振興事業団)

希望が丘文化公園は、開設から40年以上経過し、施設の老朽化が著しく、ここ数年入園者数は横ばい状態 で推移していること、また少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化してきている中、県は施設の今後の 方向性を検討するため、庁内に関係課長会議を、また有識者等による懇話会を設置し、将来ビジョンを策定 することとしている。

また、希望が丘文化公園については、2024年に本県で開催が予定されている国体を踏まえた活用方法の検 討もされているところである。

このように動きはあるものの、施設の老朽化対策は早急に取り組まなければならない重要な課題であり、 県では現在、全庁的に公共施設等の老朽化対策を検討しているところでもあることから、指定管理者におい ては、施設の現状を把握し、安全面の確保を最優先で取り組まれ、県においては、社会教育的機能や県民の スポーツ振興、健康づくりの観点から希望が丘文化公園の今後のあるべき姿、目標を明確にされたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容

県との基本協定に基づき、希望が丘施設管理運営要領等による点検を実施し、施設の安全管理に努めている。 施設の不具合については速やかに県に報告し対処するとともに、安全面の確保を最優先して、施設の老朽化 の予防修繕に取り組んでいく。また、大規模な改修については、県と協議を行い、改修が必要な箇所および適 切な改修時期について検討していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 │ (総合政策部文化振興課)

希望が丘文化公園を取り巻く社会情勢が変化していることや利用者のニーズが多様化していること、また、 滋賀国体の開催などによるスポーツ・健康づくりの機運が高まっていることから、希望が丘文化公園の将来の 方向性を明らかにする将来ビジョンを策定することとしている。

施設の老朽化対策をはじめ、社会教育的機能や県民のスポーツ振興、健康づくり等の観点から将来像を定め るため、関係課と協議を行うとともに、有識者の専門的な意見を踏まえて、希望が丘文化公園の今後のあるべ き姿、目標を明確にしていく。今年夏頃の策定を目指し、希望が丘文化公園の特性を活かした満足度の高い公 園づくりを進めていく。

監査結果報告年月日

平成27年3月13日

監査の意見

③ 造林公社の再建プログラムの着実な推進に向けて(一般社団法人滋賀県造林公社)

平成23年9月に一般社団法人滋賀県造林公社が策定した中期経営改善計画において、平成25年度末までに 100%完了する計画を掲げているもののうち、分収造林契約の契約期間の延長は95%完了したものの、土地 所有者との分収割合1:9の変更については、その進捗率が半分にも達していない。

また、平成27年度から木材の伐採および販売を開始するにあたって、計画されていた組織改編のうち、営 業部門の設置は実現したものの専任の経営責任者の設置は実現していない。

ついては、現状に即した組織体制の強化に取り組むとともに、必要により県に支援を求めるなど、業務の 一層の加速化を図るため、早急に対応策を考えられたい。

当該監査の意見に基づき「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

分収割合の変更に係る分収造林契約の変更については、平成26年度末実績において51.1%と過半数となった ものの、依然として中期経営改善計画に掲げた目標値を大きく下回っている。また、専任の経営責任者の設置 については、分収造林契約の変更の進捗等を踏まえ、さらに検討を行っているところである。

造林公社では、分収造林契約変更の目標達成に向けて、平成26年度から湖南、湖東、湖北、湖西の4つの地 域別契約交渉チームを編成し、効果的な契約交渉に取り組むとともに、今後の木材生産および販売に向けて、 県に支援を要請し、平成27年4月に木材生産・販売部門の組織体制を強化した。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)

造林公社に対しては、中期経営改善計画の重要な経営改善事項である分収造林契約の変更等について、今後 の伐採に支障が生じないよう計画的かつ機動的な対応策を検討するよう指導を行っている。

また、平成27年度から始まる伐採に向けて、造林公社からの要請により、公社における木材生産・販売部門 の組織体制の強化を支援したところである。

今後も公社の健全な経営を確保するため、公社に対して平成26年度の中期経営改善計画の達成状況を評価す るとともに、平成27年度以降に必要となる取組を検討するよう依頼した。引き続き、公社が実施した評価等の 結果に対して、県として必要な指導等を行うことにより、公社が責任をもって経営をしていくよう強く求めて いく。

監査結果報告年月日 平成27年3月13日

監査の意見

(4) 陶芸の森の活性化について(公益財団法人滋賀県陶芸の森)

滋賀県立陶芸の森は、県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることを 目的に平成2年6月に開設され、以後25年近くが経過しているが、ここ数年、陶芸の森の入園者数、陶芸館 の入館者数とも横ばいの状態が続いている。

ついては、陶芸の森の魅力をより一層高めるため、陶芸館の企画・展示物の内容の充実を図るほか、信楽 伝統産業会館など周辺施設との連携を図るなど、伝統産業を活かした信楽独自のまちづくりにつながる取組 を図っていただきたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県陶芸の森」が講じた措置の内容

財団としても、陶芸の森の魅力向上と同時に、まちづくりへ貢献することが重要と認識し、さまざまな事業 を展開している。

特に平成27年度は、陶芸の森が開設されて25年となることから、25周年記念事業を実施して集客に努めて おり、その一環として陶芸館で平成27年3月から6月まで開催した特別展は大変人気を博した。また、地元鉄 道会社とタイアップしてラッピング列車の運行や共通チケットの発売を行う等、まちなか全体の活性化につな がる取組も実施している。

今後は、秋に国際シンポジウム・ワークショップの開催を予定しており、これまで培ったノウハウやネット ワークを活かし、陶芸の森全体の魅力を世界に発信していくほか、陶芸の森で創作された作品をまちなかのギ ャラリーで展示するなど、地域との連携を深める取組も進めながら、入園者数および来館者数の増加に努めて いく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 │ (商工観光労働部モノづくり振興課)

県としても、陶芸の森の魅力を高め、集客数の増加を図るとともに、地域の活性化につなげていくことの重 要性を認識している。

そこで、公益財団法人滋賀県陶芸の森が自己のノウハウや専門性を生かして事業を提案し、県も素案の段階 からその内容を確認している。

今後もさらに充実されるよう、指導および協力していく。

監査結果報告年月日 | 平成27年3月13日

監査の意見

(5) 滋賀食肉公社の経営の確立について(公益財団法人滋賀食肉公社)

公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)は、管理費の削減や太陽光発電施設設置に伴う使用 料の徴収などにより経営努力されているものの、赤字体質からの脱却には至っていない。

公社の経営は、主に生産者からのと畜場使用料と業務主体である株式会社滋賀食肉市場(以下「会社」と

いう。) および滋賀県副生物協同組合からの施設使用料および負担金を財源として成り立っているが、今後、 牛・豚のと畜頭数が増加する見込みが低いこと、また、設備の老朽化に伴う修繕費用、機器の更新費用が増 大すること等により、経営を一層圧迫することが懸念される。

過去に納付を一部猶予し、長期未収金となっていた会社の施設使用料については、今年度から回収が開始 される見込みであるが、現状のままでは、資金繰りにも支障がでるおそれがあることから、未収金の早期回 収に向け一層努力されることはもちろんであるが、さまざまな課題があり、公社の努力だけでは限界がある と思われるので、県とも十分協議し、将来的な方向性を示されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社」が講じた措置の内容

当公社は赤字体質からの脱却に向け、汚泥処理方法の変更やと畜日の変更等による管理費の削減や未利用地 への大規模太陽光発電施設の設置による使用料収入の確保等の経営改善努力をしてきたところであるが、光熱 水費の料金値上げや維持修繕費の増等の要因から黒字化には至っておらず、加えて、長期未収金となっている 株式会社滋賀食肉市場(以下「会社」という。)の施設使用料の回収ができていないこと等から資金繰りも厳 しい状況である。

また、滋賀食肉センター(以下「センター」という。) は開業後9年目を迎え、今後大規模な設備機器の更 新等が必要となり、維持管理費の増加が見込まれることから、公益財団法人滋賀食肉公社としてさらなる経費 削減等による収支改善に努めるとともに、センターとして安全安心な食肉を安定して供給するための運営方策 について、県および会社と協議、調整を進める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

安全安心な食肉の安定的な供給のためには公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)等の関連団 体が健全に経営されることが重要であると認識している。これまでも公社に対し維持管理経費の節減等の経営 改善や未利用土地の活用等について指導助言してきたところであるが、公社は依然として赤字が続く大変厳し い経営状況となっている。

このことから、滋賀食肉センター(以下「センター」という。)を構成する公社および株式会社滋賀食肉市 場(以下「会社」という。)ならびに県の三者で業務の円滑化や経営改善策について定期的に協議を重ね、公 社に対しては施設の適切な維持管理や経費節減に努めるよう助言している。

また、平成27年度に設置した「滋賀食肉センター経営研究会」による有識者からの意見等を踏まえ、センタ 一および県出資二法人(公社、会社)の経営上の諸課題の分析や経営改善策、センター運営方式の見直し、県 の将来的な財政負担リスクおよび県による財政支援の必要性の有無や財政支援を行う場合のあり方等につい て検討していく。

監査結果報告年月日 平成27年3月13日

監査の意見

(6) 借入金の返済について (株式会社滋賀食肉市場)

株式会社滋賀食肉市場は、解体手数料の料金改定による収入増や出荷奨励金の引下げによる支出減など一 定の経営努力をされたことにより、収支は改善傾向にあるものの依然として赤字経営であり、県からの運転 資金の融資により、経営を続けている状況である。

平成26年3月に策定した経営改善計画では、平成26年度決算において単年度黒字へ転換することを目標に 設定しているが、現実的には不透明な状況にある。

また今年度から、過去に納付が一部猶予されていた施設使用料の支払を開始する計画である。

このことから、一層の営業の強化や経費の節減を図り、毎年の短期借入金の圧縮と平成30年から始まる新 会社移行準備資金貸付金の確実な返済のため、実効性のある経営計画をたて、経営責任を果たされたい。

当該監査の意見に基づき「株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容

当社では、平成26年3月に策定した経営改善計画により目標を定め、経営改善に努めている。平成26年度決 算は大幅に赤字を圧縮したものの目標であった単年度黒字化には至らず、また、過去に支払猶予を受け長期未 払金となっていた公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)への施設使用料の支払いについても履 行できなかった。

今後、滋賀食肉センターの運営に係る公社および県との協議、調整を進め、営業の強化や経費の節減等の方 策を検証しつつ、経営改善計画の実行によりまずは単年度黒字化に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

安全安心な食肉を安定的に供給するためには、株式会社滋賀食肉市場(以下「会社」という。)等の関連団

号外(1)

体が健全に経営されることが重要であると認識している。これまでも会社に対し管理経費の節減等の着実な経 営改善努力を進めるよう指導助言しているところであるが、会社は依然として赤字が続く大変厳しい経営状況 となっている。

このことから、滋賀食肉センター(以下「センター」という。)を構成する会社および公益財団法人滋賀食 肉公社(以下「公社」という。)ならびに県の三者で業務の円滑化や経営改善策について定期的に協議を重ね、 会社に対しては経営改善計画の着実な実行により早期に単年度黒字化を達成するよう指導助言している。

また、平成27年度に設置した「滋賀食肉センター経営研究会」による有識者からの意見等を踏まえ、センタ 一および県出資二法人(公社・会社)の経営上の諸課題の分析や経営改善策、センター運営方式の見直し、県 の将来的な財政負担リスクおよび県による財政支援の必要性の有無や財政支援を行う場合のあり方等につい て検討していく。

監査結果報告年月日 平成27年3月13日

監査の意見

(7) 安土城考古博物館の運営について(公益財団法人滋賀県文化財保護協会)

「近江風土記の丘」の中核施設として平成4年に開館した安土城考古博物館は、20年以上が経過し、入館 者数はここ数年低位で推移している。

安土城考古博物館では、定期的に懇話会を開催し、学校、女性団体、観光分野の代表者などと意見交換を 行い、入館者数の増加に向けて一定の取組はされているものの、平成18年度から指定管理者制度が導入され た以降も、その展示、運営は大きく変わっていない。

こうした中、琵琶湖博物館や近代美術館ではリニューアルや展示の大幅入替えにより、施設の機能強化と ともに、魅力ある施設の運営に向けて積極的に取り組まれており、安土城考古博物館についても、県と十分 協議の上、今後のあり方を検討し、活性化を図られたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県文化財保護協会」が講じた措置の内容

指定管理者として、展示活動や啓発事業に関するノウハウおよび文化財保護活動により培ってきた知識と経 験、さらに、関係団体等との懇話会での情報等を活用しながら、引き続き入館者の増加に取り組んでいく。

また、協会としても施設の老朽化や常設展示の固定化が課題と認識しており、指定管理者としての責任の範 囲内において、迅速な修繕や博物館事業の一層の充実に努めるとともに、県に対し、展示室のリニューアルや 保存機能の強化などの今後のあり方について積極的に提案していく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (教育委員会事務局文化財保護課)

安土城考古博物館は、特別史跡安土城跡をはじめ、観音寺城跡、瓢箪山古墳、大中の湖南遺跡の4件の国の 史跡と、文化財建造物群の調査研究と保存、普及活動を担う拠点施設として、平成4年に開館した。

施設については開館以来23年が経過し、老朽化も進んでいることから、現在、県有施設長期保存計画に基づ き長寿命化対策をすすめている。また、展示内容のあり方については、指定管理者の意見等を踏まえ入館者増 につながる取組を検討することとしている。